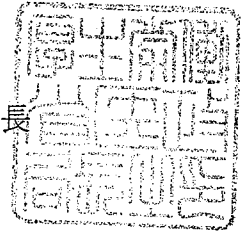


医政発0809第4号
平成25年8月9日

各都道府県知事
各地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長



医療機関債の発行における消費者保護について

平成24年9月に内閣府消費者委員会が実施した「医療機関債に関する消費者問題についての提言」及びこれを受けて当省が実施した医療機関債の発行状況に関する調査結果(平成25年3月公表)を踏まえ、今般、医療機関債を発行する場合の消費者保護に関するルールを定めることとし、「医療機関債」発行等のガイドラインについて(平成16年医政発第1025003号厚生労働省医政局長通知)の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、更に適正な運用に努められたい。

(別添)

「医療機関債」発行等のガイドラインについて（平成16年医政発第1025003号）」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>「医療機関債」発行等のガイドラインについて</p> <p>「これからの医療経営の在り方に関する検討会」最終報告書（平成15年3月）において、「医療経営の安定性を高める方策の一つとして、資金調達手段の多様化を図るため、直接金融の一手法としての医療機関債の発行を円滑化するとともに、自己責任の下での適正な発行を可能とする観点から、医療機関債発行のためのルール等を明確化するガイドライン等の制定が必要である」との提言がなされたり、遵守すべきルール及び留意点を医療法人が債券を発行するに当たり、遵守すべきルール及び留意点を明らかにした「医療機関債」発行のガイドラインを取りまとめたところである。</p> <p>さらに、平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることとの必要性について検討することとされたことを受け、医療機関債の購入により、剰余金配当禁止の趣旨に反することなく医療法人が他の医療法人に融資を行うことができると定めたこととし、前記ガイドラインと合わせて、「医療機関債」発行等のガイドライン」として別添のとおり取りまとめたので、主な関連規定（参考）とあわせ、貴管下に主たる事務所を有する医療法人に対して周知いただくとともに、御指導方よろしくお願います。</p> | <p>「医療機関債」発行等のガイドラインについて</p> <p>「これからの医療経営の在り方に関する検討会」最終報告書（平成15年3月）において、「医療経営の安定性を高める方策の一つとして、資金調達手段の多様化を図るため、直接金融の一手法としての医療機関債の発行を円滑化するとともに、自己責任の下での適正な発行を可能とする観点から、医療機関債発行のためのルール等を明確化するガイドライン等の制定が必要である」との提言がなされたり、遵守すべきルール及び留意点を医療法人が債券を発行するに当たり、遵守すべきルール及び留意点を明らかにした「医療機関債」発行のガイドラインを取りまとめたところである。</p> <p>さらに、平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることとの必要性について検討することとされたことを受け、医療機関債の購入により、剰余金配当禁止の趣旨に反することなく医療法人が他の医療法人に融資を行うことができると定めたこととし、前記ガイドラインと合わせて、「医療機関債」発行等のガイドライン」として別添のとおり取りまとめたので、主な関連規定（参考）とあわせ、貴管下に主たる事務所を有する医療法人に対して周知いただくとともに、御指導方よろしくお願います。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>別 添 「医療機関債」発行等のガイドライン</p> <p>このガイドラインは、医療機関を開設する医療法人が、資金調達のため債券を発行するに当たり、適切なリスクマネジメントの下、関係法令に照らし適正かつ円滑になされることに資する観点から、債券の発行から償還に至るまでの各種手続き等に関し、購入者の自主的な判断のための情報の開示を始め医療法人が遵守すべきルール及び留意点を明らかにするとともに、医療機関債を購入することができる医療法人の条件等を定めるものがあること。</p> <p>また、医療法人がこのガイドラインを遵守しないときは、<u>都道府県知事から当該医療法人に対し、医療法（昭和23年法律第205号）第64条第1項の規定に基づく医療機関債発行停止などの改善命令が行われる場合があること。</u></p> | <p>別 添 「医療機関債」発行等のガイドライン</p> <p>このガイドラインは、医療機関を開設する医療法人が、資金調達のため債券を発行するに当たり、適切なリスクマネジメントの下、関係法令に照らし適正かつ円滑になされることに資する観点から、債券の発行から償還に至るまでの各種手続き等に関し、購入者の自主的な判断のための情報の開示を始め医療法人が遵守すべきルール及び留意点を明らかにするとともに、医療機関債を購入することができる医療法人の条件等を定めるものがあること。</p> <p>また、医療法人がこのガイドラインを遵守しないときは、<u>都道府県知事から当該医療法人に対し、医療法（昭和23年法律第205号）第64条第1項の規定に基づく医療機関債発行停止などの改善命令が行われる場合があること。</u></p> |
| <p>第1 医療機関債の定義</p> <p>1 このガイドラインにおいて、医療機関債とは、医療機関を開設する医療法人（<u>医療法（昭和23年法律第205号）第39条</u>の医療法人をいう。以下同じ。）が、<u>民法上の消費貸借として行う金銭の借入れに際し、金銭を借入れたことを証する目的で作成する証拠証券をいうものであること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 遵守すべき事項等</p> | <p>第1 医療機関債の定義</p> <p>1 このガイドラインにおいて、医療機関債とは、医療機関を開設する医療法人（<u>医療法第39条</u>の医療法人をいう。以下同じ。）が、<u>民法上の消費貸借として行う金銭の借入れに際し、金銭を借入れたことを証する目的で作成する証拠証券をいうものであること。</u></p> <p>2 医療機関債は、借入金の返還請求等の権利を表象している点で<u>講学上の有価証券に該当し得るが、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する同法の有価証券には該当しないものであること。</u></p> <p>第2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等</p> |

1 医療機関債を発行できる医療法人

① 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。)及び医療法その他法令に抵触しないようになしなればならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って3年度以上税引前純損益が黒字であるなど経営成績が堅実であることが望ましいものであること。

② 医療法人運営管理指導要綱(平成2年3月1日付健政発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の別添。以下「運営管理指導要綱」という。)の「I 組織運営 2 役員 (6) 監事」においては、負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこととされており、医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により負債総額が100億円以上となる場合を含め負債総額が100億円以上である場合又は二会計年度における発行総額が1億円以上(ただし、銀行がその全額を引き受ける場合は除く。)若しくは二会計年度における購入人数が50人以上である場合には、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。なお、これらの場合のほかも、医療法人が医療機関債を発行するときは、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが望ましいものであることに留意すること。

1 医療機関債を発行できる医療法人

① (略)

② 医療法人運営管理指導要綱(平成2年3月1日付健政発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の別添。以下「運営管理指導要綱」という。)の「I 組織運営 2 役員 (6) 監事」においては、負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこととされており、医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により負債総額が100億円以上となる場合を含め負債総額が100億円以上である場合又はそれぞれ1回当たりの発行総額が1億円以上若しくは購入人数が50人以上である場合には、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。なお、これらの場合のほかも、医療法人が医療機関債を発行するときは、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが望ましいものであることに留意すること。

| | |
|---|--|
| <p>2 借入金たる性格の明確化</p> <p>① 医療機関債は、資金を借り入れ医療法人の資産の取得の利便のために発行するものとし、資産の取得以外の目的のためには発行しないものとする。その発行に当たっては、金銭消費貸借契約に基づき医療法人の借入金を証するものである旨を、発行の目的、対象等とあわせて後記4①の発行要項等に明確に定めるとともに、発行対象者に周知する手段を講ずるものとする。</p> <p>② 医療法人が医療機関債の発行により資金調達を行うに当たっては、出資法第1条（出資金の受入の制限）及び第2条（預り金の禁止）に抵触しないよう留意するものとし、その際、出資法第2条に關しては、金融庁の「事務ガイドライン」（金融庁ホームページ：http://www.fsa.go.jp）第三分冊金融会社関係の「2 預かり金関係」を参考にすること。</p> | <p>2 借入金たる性格の明確化</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> |
| <p>3 医療法人の内部手続</p> <p>① 医療法人が、医療機関債を発行して行う金銭の借入れは、運営管理指導要綱の「Ⅲ 管理 3 会計管理 (3) 債権債務の状況」にいう借入金に該当することから、社団の形態をとる医療法人にあっては理事会及び社員総会の議決（評議員会を有するものは、その同意）を経て行うものとし、財団の形態をとる医療法人にあっては理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。</p> <p>② 医療法人は、医療法第41条及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の34の規定を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。</p> <p>③ 医療機関債の発行前の勧誘を行う1か月前までに後記4①の発行要項等及び直近の3会計年度の財務状況を記載した書類を監督</p> | <p>3 医療法人の内部手続</p> <p>① 医療法人が、医療機関債を発行して行う金銭の借入れは、運営管理指導要綱の「Ⅲ 管理 3 会計管理 (3) 債権債務の状況」にいう借入金に該当することから、社団の形態をとる医療法人にあっては理事会及び社員総会の議決（評議員会を有するものは、その同意）を経て行うものとし、財団の形態をとる医療法人にあっては理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。</p> <p>② (略)</p> |

庄に届けること。

④ 医療機関債を発行した場合には、当該発行した医療機関債に関する情報を事業報告書に記載すること。

4 発行要項等の策定等による情報開示

① 医療機関債を発行するに当たって、医療法人は、次のものを作成するものとする。

ア 発行要項（発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、申込取扱場所、申込みの取扱方法、資金使途、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、中途換金、第三者への譲渡制限、担保、財務情報の開示など財務上の特約、期限の利益喪失に関する特約、債権者集会に関する事項、その他医療機関債の購入申込者に必要な事項について記載したもの。）

イ 発行説明書（医療機関債のリスク、購入者が支払うべき手数料等がある場合にはその額又は計算方法、その他医療機関債に関する説明に必要な事項について記載したもの。）

ウ 事業計画書及び償還資金の調達方法（中長期的な事業計画との関連での資金の償還に係る計画を含む。）を記した購入申込者向けの説明書

なお、発行要項等において、医療機関債は金融商品取引法の適用がなく、その定める手続によらないものであること、また、公認会計士又は監査法人の監査を受けていない場合にはその旨をそれぞれ明記するものとする。

② 医療法人は、発行前の勧誘時点において、前記①の発行要項等の他、法定の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書を購入対象者に対して開示するものとする。

4 発行要項の策定等による情報開示

① 医療機関債を発行するに当たっては、医療法人は、発行要項（借入金の目的である事業の概要や償還資金の調達方法、発行期間等を記した購入申込者向けの説明書であって中長期的な事業計画との関連での資金の償還に係る計画を含むもの。）を作成するものとする。
この発行要項においては、医療機関債は金融商品取引法の適用がなく、その定める手続によらないものであることを明記するものとする。

② 医療法人は、発行時点において、前記①の発行要項の他、法定の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加えて、事業計画書等を作成し、購入申込者に対して開示するものとする。

| | |
|--|---|
| <p>5 発行条件等</p> <p>(1) 利率等</p> <p>① 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとする。こととし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員の同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。</p> <p>なお、医療法人の役員及び当該役員の同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、社会医療法人又は特定医療法人であるときは規則第30条の35の2第1項第1号へ又は租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第3号にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。</p> <p>② 利率の決定に当たっては、発行予定日2カ月前発表の新発長期国債利回りに1%を上乗せしたものを標準利率とし、その標準利率の2倍に相当する率又は標準利率に2%を上乗せした率のいずれか低い方の率を限度とすることが適当であることに留意すること。</p> <p>(2) 購入対象者及び勧誘方法等</p> <p>① <u>医療機関債の購入対象者は、当該法人の役員やその縁者、地域住民、銀行、その他後記第3で示す条件に該当する医療法人等が考えられること。</u></p> <p>ただし、<u>医療機関債を発行する医療法人の役員及び当該役員の同族関係者を始めとする相互に特殊な関係をもつ特定の同族グループに限定しないものとする</u>こと。</p> | <p>5 発行条件等</p> <p>(1) 利率等</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 購入者の範囲</p> <p>医療法人の役員及び当該役員の同族関係者を始めとする相互に特殊な関係をもつ特定の同族グループに限定しないものとする</p> |
|--|---|

② 医療機関債購入の勧誘については、医療法人自らが行うこととし、委託してはならないこと。ただし、銀行に対する勧誘は除く。

③ 医療機関債購入の勧誘については、購入対象者に対して誠実かつ公正に、遂行しなければならぬこと。

⑤ 医療機関債の購入又はその勧誘に関して、購入対象者に対して虚偽のことを告げる行為を行ってはならないこと。

⑥ 購入対象者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解をさせるおそれのあることを告げて医療機関債の購入を勧誘する行為をしてはならないこと。

⑦ 医療機関債の購入の勧誘を受けた者が医療機関債を購入しない旨の意思（当該債権の勧誘を引き続き受けたいことを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならないこと。

⑧ 医療機関債の購入について、購入対象者の知識、経験、財産の状況及び医療機関債を購入する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って購入者の保護に欠けること、又は欠けるおそれがあることをしないこと。

(3) 譲渡制限

(3) 譲渡制限

| | |
|---|---|
| <p>① 購入人数が49人以下の医療機関債については、譲渡（贈与・寄付による名義の変更を含む。）を原則禁止とすること。ただし、購入者が自らの保有する医療機関債を一人に対し一括して譲渡する場合は除く。なお、この場合、譲渡しようとする購入者は、医療法人に協議し、理事会の承認を得ることが望ましいこと。</p> <p>② 医療機関債の譲渡を制限する場合は、民法等関係法令を踏まえ、その制限の内容、制限下において譲渡する際に必要な手続き等について、あらかじめ定められた上で発行要項及び債券面に譲渡制限の事実及び譲渡承認方法について記載するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>6 債券購入者等との関係</p> <p>(1) 診療差別の排除</p> <p>① 医療法人が、開設する医療機関の施設内に前記4①の発行要項等を掲示することは差し支えないが、当該医療機関の患者・家族等に対し、医療機関債の購入を強制したり、又は強制しているとの誤解を受けることがないようにするものとする。</p> <p>② 医療法人が、医療機関債の購入者に対して、利子の支払の他に経済的利益を付与する際には、当該経済的利益は健康保険法（大正11年法律第70号）その他法令の規定に基づく医療に係るものであってはならないものであること。</p> <p>(2) 経営介入の排除</p> <p>① 医療機関債の購入者は、設定された金利等を受け取り、償還期日が到達した際、表示された債務の償還を受ける権利があるのみ</p> | <p>① 医療機関債の譲渡制限については、<u>医療法人の適正な運営の観点</u>を十分に踏まえ、対応するものとする。</p> <p>② 医療機関債の譲渡を制限する場合は、民法等関係法令を踏まえ、その制限の内容、制限下において譲渡する際に必要な手続き等について、あらかじめ定められておくものとする。</p> <p>(4) 明 示</p> <p><u>前記の内容については、前記4①の発行要項に明示した上で債券を発行するものとする</u>こと。あわせて、その内容を当該医療機関のホームページに掲げること等により明示することが望ましいこと。</p> <p>6 債券購入者等との関係</p> <p>(1) 診療差別の排除</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療法人が、医療機関債の購入者に対して、利子の支払いの他に経済的利益を付与する際には、当該経済的利益は健康保険法（大正11年法律第70号）その他法令の規定に基づく医療に係るものであってはならないものであること。</p> <p>(2) 経営介入の排除</p> <p>① (略)</p> |
|---|---|

であり、その購入をもって法的に医療法人の経営に影響を及ぼす立場に立つものではないこと。

- ② 購入者1人当たりの購入口数又は購入額に上限を設けることは、差し支えないものであること。

(3) 決算期ごとの情報の開示

- ① 医療法第51条の2の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬものであること。その際、医療法人は、これらに加え、医療機関債の資金の使途又は取得した資産の状況、直近の3会計年度の財務状況を記載した書類についても、法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとすること。

- ② 前記①の開示の方法については、ホームページ等で公開することによることとしても差し支えないものであること。

(4) 条件の変更

医療機関債の発行の際に明示した条件（利率、償還期日等）を変更するときは、医療法人は、購入者全員による集会の開催等により購入者の同意を得るものとし、その同意を得る方法については、これをあらかじめ定め、前記4①の発行要項に明示するものとする。

7 償還

(1) 繰上償還

医療法人が、満期日前に医療機関債の償還をしようとする場合は、あらかじめ購入者全員に対する説明と同意を得るものとし、その同意を得る方法については、これをあらかじめ定め、前記4①の

- ② (略)

(3) 決算期ごとの情報の開示

- ① 医療法第51条の2の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとすること。

- ② (略)

(4) 条件の変更

(略)

7 償還

(1) 繰上償還

(略)

発行要項に明示するものとする。

(2) 期中償還

満期日前に、次に掲げる理由により、購入者又はその相続人からの医療機関債の償還の申し出があった場合には、医療法人が買入れ償還することができるものであること。

- ア 購入者が死亡したため
- イ 購入者が破産宣告を受けたため
- ウ 購入者が疾病又は障害により生計を維持できなくなったため
- エ その他アからウまでに準ずる理由として発行者が認めたもの

第3 医療機関債を購入する医療法人について

医療法人が他の医療法人に融資を行うことは原則として認められないが、次のいずれも満たす場合に限り、医療機関債を購入することができる。

- 1 保有することができる医療機関債は償還期間が10年以内のものであって、かつ、一つの医療法人が発行するものであること。
- 2 同一の医療法人が発行する新たな医療機関債については、保有する医療機関債の償還が終了してから1年が経過するまでの間は購入することができないものであること。
- 3 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要なものであること。
- 4 医療機関債を購入する前年度の貸借対照表上の総資産額に占める純資産額の割合が20%以上であること。

(2) 期中償還

満期日前に、購入者の死亡等の理由により、相続人からの医療機関債の償還の申し出があった場合には、医療法人が買入れ償還することができるものであること。

第3 医療機関債を購入する医療法人について

(略)

- 5 医療機関債の購入額は、前記4の純資産額を超えず、かつ1億円未満であること。
- 6 医療機関債の購入に当たっては、社団医療法人にあっては、理事会及び社員総会の議決（評議員会を有するものは、さらにその同意）を経で行うものとし、財団医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議決を経行うものとする。
- 7 医療機関債を保有する医療法人は、当該保有する医療機関債に関する情報を事業報告書に記載すること。

(削除)

附 則

このガイドラインについては、公表後3年を目途として、その内容に検討を加え、その結果について見直すものとする。